

浜通り地域等における交流人口基盤整備事業（令和８年度）

公募要領

1 趣旨

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）において、被災事業者の帰還・再開、創業が増え、地元商店街等の小売店、飲食店及びサービス業が再び軌道に乗るためには、12 市町村外からの来訪者の呼び込みと域内での消費拡大を通じた、新たな需要の創出が重要となる。

本事業は、12 市町村に 3 市町（いわき市、相馬市及び新地町）を加えた 15 市町村において、同一市町村内に限らず、複数の事業者が連携し面的な広がりをもって観光施策に取り組んでいけるよう、地域の関係者間の連携の強化や協力関係の確立に向けた支援を行うとともに、15 市町村への来訪者の呼び込みを行っている民間事業者等への事業企画力の強化や実行体制の整備に資する支援を、段階的かつ継続的に実施し、15 市町村への来訪者の呼び込みの強化を図る。

2 支援の対象

以下（ア）～（ウ）の全てを満たす事業を支援対象とする。

（ア）15 市町村内における交流人口の拡大に資する事業であること

（事業所の所在地は問わない）

ただし、次のいずれかに該当する場合は、支援対象外とする。

- （1）物販に関連する事業において、主として売上の増加を目的とし、浜通りへの来訪促進に寄与しない事業
- （2）物販に関連する事業において、上記（1）に該当しない場合であっても、扱う商品が 15 市町村と関連しない事業（15 市町村の名産品等をテーマとした商品ではない、提供場所が 15 市町村でないサービス等）
- （3）実際の訪問を想定する事業内容の場合、訪問先に 15 市町村を含まない事業

（イ）次の（1）、（2）のいずれかに該当すること

- （1）15 市町村内において、観光協会、DMO 等の地域の観光施策を推進する団体の設立も視野に入れながら、複数の事業者が連携し面的な広がりをもって観光施策に取り組む体制づくりに向けた検討を進める市町村及び民間事業者
- （2）15 市町村内で既に設立された観光協会、DMO 等の地域の観光施策を推進する団体

（ウ）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し

ないこと及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3 支援スケジュール

- (ア) 公募・採択（9～10月頃）
- (イ) 支援内容の擦り合わせ・合意（10月頃）
- (ウ) 支援の開始（10月頃）
- (エ) 成果とりまとめ・今後の課題の整理（翌年2～3月頃）

4 支援内容

- (ア) 市町村における観光施策を実施する団体の設立支援
複数事業者の協力による交流人口拡大の推進に向け、体制構築や実行計画の検討等に関する伴走支援を行う。
- (イ) 地域の観光施策を推進する既存団体の事業推進支援
コンセプト設計やブランド戦略の構築といった上流工程における企画支援から、データ分析基盤の整備及び専門家とのマッチングによる推進体制の構築、SNS運用やイベント実施等の実行支援に至るまで、幅広い支援を地域の状況や課題に応じて組み合わせ、伴走支援を行う。

5 公募手続

- (ア) 公募スケジュール

- (1) 質問受付 【共通】令和8年10月1日（木）17:00 締切
支援内容や応募方法等に関する質問がある場合、「6. 問合せ先・書類提出先」へ問い合わせることができる（様式自由）。
- (2) 個別相談 【共通】令和8年10月1日（木）17:00 締切
希望する支援内容等の個別具体的な事項について、事務局において、リモートにて相談を受け付ける。個別相談を希望する場合は、「6. 問合せ先・書類

提出先」へ問い合わせること。相談日程の調整等を行うため、時間に余裕を持って連絡すること。

(3) 応募書類提出

【第一回】令和8年10月7日（水）17:00 締切

【第二回】令和8年10月26日（月）17:00 締切

支援を希望する事業者は、(イ)に示す書類を電子メールにより、「6. 問合せ先・書類提出先」へ提出すること。ファイル容量が大きい場合は、分割して送付すること。

(4) 結果通知 【第一回】令和8年10月中旬頃 【第二回】令和8年11月上旬頃
採択・不採択のいずれの場合も、電子メールにより審査結果を通知する。

(イ) 提出書類

浜通り地域等における交流人口基盤整備事業応募申請（様式1）

(ウ) 主な審査観点

- (1) 事業者が本事業の支援に基づく検討・実行を貫徹する意欲を持ち、そのための取組体制を整備していること（必須）
- (2) 対象事業が15市町村内における交流人口の拡大に資すること（必須）
- (3) 対象事業の推進に向けて、十分なデータを確保する意欲があること（加点）
- (4) 事業主体が、地域の他の事業者と広くつながっていること（加点）
- (5) 事業者において、将来的な自走化に向けた意思が確認できること（加点）

6 問合せ先・書類提出先

（事務局委託事業者）PwC Japan 有限責任監査法人

五十嵐・原田 jp_f-expop-kiban@pwc.com

7 その他

応募するにあたり、事業者の責務は以下のとおり。

(ア) 伴走支援の完遂

データ分析等を通じて事業推進や組織体制の構築に向けた打ち手を特定し、実際に実施・完遂するまでが支援範囲となる。取組の成果が現れるまでには一定の期間を要することから、中長期的な視点をもって継続的に取り組むこと。業務繁忙等による打合せ日程の変更には柔軟に対応可能であるため、真にやむを得ない場合を除き、支援途中での断念は避けること。

(イ) 伴走支援にて発生した課題への対応

限られた打合せの機会を有効に活用するため、次回打合せに向けた課題を設定する。課題の内容は採択後の協議を経て具体的に提示する。課題としては、分析に用いるデータの提供、事業推進に向けた打ち手の内部検討等が想定されるため、適宜対応すること。

